## 規則

る。 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布す

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第五十八号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則 (平成十四年埼玉県規則第六十号)の

別表中表の部分を次のように改める。部を次のように改正する。

1100	一個	グループロッカー
七三〇	同	プロジェクターワゴン
八 〇	一式	マイクセット
(一回につき)使用料の額(円)	単 位	附属設備の名称

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。